第2次佐賀県消費者教育推進計画 (概 要)

令和 2 年 3 月 佐 賀 県

計画の基本的考え方	
1趣 旨	1次計画策定後の社会情勢の変化や本県の現状等を踏まえ、引き続き 消費者教育に総合的・体系的に取組み、自立した消費者を育成
2位置づけ	「消費者教育の推進に関する法律」第10条第1項に基づく「都道府 県消費者教育推進計画」
3期 間	令和2年度から令和5年度までの4年間
4進行管理	「佐賀県消費生活審議会」へ実施状況を報告、その意見を基に計画を 推進

消費者を取り巻く現状と課題等

◆ 社会情勢の変化等

- ○ICT 高度化等によるライフスタイル変化
 - ・スマホ、インターネット取引の普及
 - ・キャッシュレス化、個人間取引等
- 〇成年年齢引き下げ(R4.4~)
 - ・18歳で契約主体(未成年取消ができない)
- ○学習指導要領の改訂(R2.4 から順次)
 - ・契約、消費者の権利・責任等に関する内容が充実
- ○**SDG** s (⑫つくる責任つかう責任)
 - ・エシカル(論理的)消費など消費行動を通じた環境問題や社会問題への貢献

◆ 佐賀県の状況

<消費生活の相談状況>

- ・インターネット取引関係が増加
- ・60歳以上の相談割合が上昇
- ・20 代から 40 代は多重債務相談が 1 位

<消費生活に関する県民アンケート(令和元年10月実施)>

- ・消費者問題への関心度が低下
- ・インターネット取引でのトラブルに関する関心度が高い
- ・40代、50代は消費者教育を受けた割合が低い

・成年年齢引き下げへの関心度がかなり低い

<教員アンケート(令和元年10月実施)>

アンケート結果からみる教職員の意識等については以下のとおり。

- ・被害に遭わず、合理的な意思決定ができるような能力を生徒に身に付けさせたい
- ・今後の消費者教育に必要なものは、推進に必要なものは、教材、実践事例の紹介、 最新情報の提供等

消費者教育推進の基本的な方向

1 体系的推進のための取組の方向

(1) 消費者教育が育むべき力

国の基本方針で示された消費者教育の領域および育むべき目標を踏まえ、 以下のような消費者の育成を目指す。

- ①被害に遭わない消費者
- ②合理的意思決定ができる消費者
- ③よりよい市場、よりよい社会の発展のため積極的に行動する消費者
- (2) ライフステージに応じた体系的な実施

幼児期から高齢期までの各ライフステージごとに様々な教育の場(学校、 地域、家庭、職域等)で体系的に実施

(3)消費者の特性に対する配慮

消費者のそれぞれの特性(年齢、性別、障がいの有無等)に配慮し、対象に応じた消費者教育を推進

(4) 関連する他の消費者施策との連携

環境、食育、国際理解教育等を担う部局等との連携により、お互いに情報 を共有しながら消費者教育を推進

2 県が重点的に取り組むテーマ

- (1) 消費生活センターを消費者教育の拠点に
- (2) 若年層に対する実践的消費者教育の推進
- (3) 学校で取り組まれる消費者教育への支援
- (4) 地域における消費者教育の推進
- (5) 勤労世代向け教育を推進するための事業者への働きかけ
- (6) SDGsの取組み
- (7) 市町の取組に対する支援

消費者教育推進の具体的内容

- 1 県消費生活センターの拠点化
 - ○消費者去育コーディネーターの配置
 - ○消費者教育向け教材・資材の収集、整理、作成、提供
 - ○消費者教育人材のストック及び育成
 - ○消費者教育の取組紹介
- 2 成年年齢引き下げを踏まえた若年者に対する実践的消費者教育の推進
 - ○高校生を対象とした講座の実施
 - ○大学生等を対象とした啓発の実施
- 3 各ステージにおける消費者教育の実施
 - (1) 幼稚園等、小学校・中学校・髙等学校・特別支援学校
 - ○幼児期における消費者教育の支援
 - ○消費者教育に取り組む学校への支援
 - ○教職員対象セミナーの充実
 - ○金融金銭教育の推進
 - (2) 大学・専門学校等
 - ○SDG s やエシカル消費教育の推進
 - ○学生消費者教育推進リーダーの養成
 - ○大学・専門学校等に対する情報の提供等
 - (3) 地域社会
 - ○講師派遣、教材・資材・情報の提供
 - ○高齢者や障がい者を見守るネットワークづくりの支援
 - ○公民館等での消費者教育の実施
 - ○街頭キャンペーン等の展開
 - ○消費者団体等への支援
 - ○製品等の安全に関する普及啓発の実施
 - (4) 家庭
 - ○幼児教育の推進
 - ○夏休み親子セミナーの開催
 - ○教材の提供等
 - ○地元紙への啓発記事掲載
 - ○ライフプランセミナーの開催
 - (5) 職域における消費者教育の推進
 - ○県内事業者への消費者教育の支援の強化
 - ○障がい者雇用事業所等への要請
 - ○県職員に対する消費者教育の実施